

緑化功労者表彰実施要領

公益社団法人国土緑化推進機構

1 趣 旨

国土緑化運動に永年にわたって貢献し、その功績が顕著であった者を緑化功労者として表彰する。

2 推薦

- (1) 都道府県知事は、別添選考基準を参考とし、緑化功労者の候補者を推薦する。
- (2) 都道府県からの推薦は、1 都道府県 1 名を限度とする。
- (3) 都道府県知事は推薦しようとする者について、別添様式により功績調書を作成し、中央表彰委員会に提出する。
- (4) 国土緑化推進機構理事長は、都道府県知事の推薦に準じて緑化功労者の候補者を推薦することができる。

3 選 考

- (1) 中央表彰委員会は、上記 2 により推薦された者について、その提出された功績調書をもとに、別添の選考基準を参考とし緑化功労者（農林水産大臣感謝状及び林野庁長官感謝状の候補者を含む。）を選考し、決定する。
- (2) 中央表彰委員会の委員は、国土緑化推進機構理事、学識経験者及び関係官庁関係者の中から国土緑化推進機構理事長が選び委嘱する。

4 表彰の種類

- (1) 表彰は次のとおりとする。
 - 農林水産大臣感謝状
 - 国土緑化推進機構会長感謝状 ・ ・ ・ ・ 3 点
 - 林野庁長官感謝状
 - 国土緑化推進機構理事長感謝状 ・ ・ ・ ・ 若干
- (2) 農林水産大臣及び林野庁感謝状については、それぞれ農林水産大臣及び林野庁長官に授与の申請をして行うものとする。

なお、農林水産大臣感謝状の候補者は 3 点、林野庁長官感謝状の候補者は 7 点とする。

5 推せん調書の提出先

〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2 - 7 - 5 砂防会館
公益社団法人 国土緑化推進機構

6 推せん調書の提出期限

毎年 1 0 月末日とする。

(別 添)

緑化功労者選考基準

- 1 緑化功労者は、地方の隠れた功労者を主とすること。
- 2 国土緑化運動に尽力した期間及び年齢を特に勘案すること。
- 3 下記に該当するものは除外すること
 - (1) 大臣と同格の役職にあると考えられること。
 - (2) 林業及び緑化関係の功績により叙勲または黄・藍綬褒章を受けた者
 - (3) 国土緑化推進機構の行う表彰において緑化功労者としてすでに大臣表彰、国土緑化推進機構会長賞を受けた者

(様 式)

功 績 調 書 (緑化功労者)

(都道府県名)

1 氏名 <small>ふりがな</small>	年齢 生年月日 現在の職業
2 現住所 <small>ふりがな</small>	郵便番号 電話番号
3 緑化運動の功績	具体的（運動の動機等）に記入すること。 功績に関する資料を添付すること。
4 緑化関係職歴	
5 表彰歴	

注： 功績については、本人の実践活動、指導者としての内容等に類別して記載する。